あんしん生活を支援します。

福祉サービス利用援助事業

あんしんサポートねっと

物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが
安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、
福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

◆この事業は、社会福祉法に定められた「第2種社会福祉事業」です。

一人暮らしの生活は不安。
誰か相談に
のってくれないかな…。

福祉サービスを利用したいけど、
どのように進めてよいか
分からない…。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。
あなたの秘密はまもります。

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター
電話 048-822-1299 FAX 048-822-1406
住所 〒330-8529 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

ご利用できる方　生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害などのある方

※居宅で生活している方に限らず、施設や病院などを利用している方も対象となります。

あなたは、このようなことでお困りではありませんか？

福祉サービスの利用のこと

- どのような福祉サービスがあるのかよくわからない…。
- 利用のしかたが難しくて、どう進めればよいのかよくわからない…。
- 知らない人と話すのが苦手なので、係りの人に自分のことをうまく伝えられない…。
- 利用している施設の職員に言いたいことがあるけど、言いづらいなぁ…。

日々の暮らしのこと

- いろいろと郵便物がきているけど、税金関係の書類は細かい字で書いてあってよくわからない…。
- 市役所に行って年金の申請をしなくちゃいけないけれど、どの書類をもって行けばいいのかなぁ…。

暮らしに必要なお金のこと

- 水道代や電気代の支払いを忘れてしまう…。
- 福祉サービスの利用料や病院の支払いをしてほしい…。
- お金をもらったらすぐに使ってしまうから、生活費がなくなってしまう…。
- 一人だと、悪質な業者の勧誘にひっかかってお金をとられてしまうのではないか心配…。

大切な通帳や書類のこと

- 預金通帳と印鑑を自分でもっていると、無くしてしまいそうで心配…。
- 保険証や年金証書のしまった場所をいつも忘れてしまう…。
- 大事な預金通帳や土地権利証を誰かに盗られてしまうのではないか心配…。

あんしんサポートねっとでは、このようなお手伝いを行います。

福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用をお手伝いします。

- 定期的に訪問して、ご相談をお受けします
- 福祉サービスの内容や利用のしかたをご説明します。
- 福祉サービス利用の際、係りの人にあなたの気持ちをお伝えします。
- 福祉サービスの利用に対して苦情があれば、一緒に解決のお手伝いをします。

日常生活上の手続き援助

日常の暮らしに必要な事務手続きのお手伝いします。

- 郵便物を整理して、内容をご説明します。
- 市役所で行う手続きがあれば、一緒に行き、届け出や申し込みなどのお手伝いをします。
- その他、暮らしに必要な手続きのご相談をお受けします。

日常的金銭管理

日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料や病院代、公共料金などのお支払いをします。
- 銀行や郵便局に行き、生活に必要なお金をお届けします。
- 銀行や郵便局でお金を出し入れし、お金の使い方をご確認します。

※ご希望により、日常的金銭管理に使用する通帳（100万円まで）と印鑑をお預かりすることができます。

書類等預かりサービス

大切な書類などをお預かりします。

お預かりできるもの

- 年金証書
- 実印や銀行印
- 預貯金の通帳（合計1000万円まで）
- 不動産の権利証又は契約書
- 契約書類
- 保険証書

※お預かりした書類等は、金融機関の貸し金庫で保管します。
※書画・骨董品・貴金属・株券・現金などはお預かりできません。
※お預かりするものが高額な場合は、他のサービスをお勧めすることがあります。

利用のしかた

ご相談を受け付けます

- まずは、お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。
- 社会福祉協議会の職員（専門員）が困りごとや心配ごとなどのお話をお聞きします。

ご訪問し、話し合います

- 社会福祉協議会の職員（専門員）がお宅に訪問し、困りごとの状況や生活状況などを詳しくお伺いします。
- 困りごとの状況によっては、他の関係機関をご紹介し、問題が解決できるようにお手伝いします。

お手伝いの内容を考えます

- 社会福祉協議会の職員（専門員）が、あなたと一緒にお手伝いする内容を考え、計画書をつくります。
- お手伝いの計画はいつでも変更できます。

決めたことを約束します

- あなたと契約を結びます。
- あなたに契約する判断能力が無かったり、ご利用の意思が確認できない場合は、福祉・医療・法律分野の専門家による「契約締結審査会」で、ご利用できるかどうかの審査を行います。

お手伝いが始まります

- 社会福祉協議会に所属する「生活支援員」が定期的に訪問し、支援計画のとおりにお手伝いをします。
- 他に困りごとや心配ごとが出てきたら、社会福祉協議会の職員（専門員）や生活支援員にご相談ください。必要に応じてお手伝いをします。

利用料金

ご相談や支援計画の作成は無料です。
契約後の「生活支援員」によるお手伝いには
次の料金がかかります。

援助の内容	利用料金
1 福祉サービス利用援助 2 日常生活上の手続き援助 3 日常的金銭管理	1回1時間まで　1,200円 以降30分ごとに400円が加算されます。 ただし、日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合、又は金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時間まで 1,600円になります。
4 書類等預かりサービス	基本料　2,000円（1年間） 利用料　500円（1ヶ月）

◆生活支援員宅から利用者宅までの往復の交通費は利用料金に含まれますが、利用者宅から金融機関等への移動にかかる交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。
◆一部市町村においては、利用料の減免制度を実施しています。
◆生活保護世帯は無料です。

この事業に対する苦情は

契約を結んだ市町村社会福祉協議会　又は　埼玉県社会福祉協議会
権利擁護センターの苦情受付担当者にご相談ください。
解決に向けて取り組みます。

●不満や苦情は、よりよいお手伝いを行うために役立ちますので、遠慮なくお話しください。
●あなたが苦情を言ったことで、社会福祉協議会の専門員や生活支援員が、あなたにつらくあたったり、差別するようなことはありません。
●この事業の運営監視を行う「埼玉県運営適正化委員会」に苦情を申し立てることもできます。

苦情相談：埼玉県運営適正化委員会　電話 048-822-1243

ご相談・お問合せ先　～相談は無料です。～

お問合せ

埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター
（月～金曜日　午前9時～午後5時　※祝日・年末年始除く）

電話 048-822-1299 FAX 048-822-1406

ご相談

お住まいの市町村社会福祉協議会